不適切な服務管理

【地方公務員法】

(職務に専念する義務)

第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

【職務に専念する義務の特例に関する条例】

（職務に専念する義務の免除）

第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

三　前２号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合

【職務に専念する義務の特例に関する規則】

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 旭高等学校 | 新型コロナウイルス感染症に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 | | Ａ | （注１）  令和４年８月３日から同月15日まで | 午前８時30分から  午後５時00分まで  （全日） | （注１）  コロナ後の体調不良・コロナ不安のため | | Ｂ | 令和４年７月６日 | （注２）  午前10時30分から  午後５時00分まで | 濃厚接触者の可能性があり、検査を受けるため |   （注１）令和４年８月３日（水）から同月12日（金）までの期間は、免除願の理由の記載が誤っており、職務専念義務免除の要件には該当していたが、同月15日（月）については要件に該当していない。  （注２）システム上は、「午前10時30分から午後０時30分まで」、「午後１時15分から午後５時00分まで」と入力されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 | | |
| 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。  　検出事項の原因は、申請者が新型コロナ感染症に関する服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。  　再発防止に向けて、関係職員に対し、服務に係る申請を適正に行うように周知するとともに、職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行う際は内容の確認を徹底することでチェック体制を強化した。  　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年１月25日）